慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法七九〕ロックアウトと賃金(大阪高裁昭和四四年九月一九日判決)
Sub Title	
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.10 (1971. 10) ,p.100- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711015-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

又、本判決はこの点について最高裁判所のはじめての見解である点で注目に値する（同様に隠匿行為も毀棄にあたるとした先例としては、公用文書毀棄に関するものではあるが大判昭和九・一二・二二刑集一三巻一七八九頁、同昭和一二・五・二七刑集一六巻七九四頁等がある。）。

尚事実から見ると、窃盗罪の成立も考えられようが、本件の場合文書が結局発見されていないので不法領得の意思の証明が困難で検察側で訴訟技術上の要求から二五九条で起訴しているものと考える。

最後に、本件判決を契機に再び領得罪と毀棄罪の区別の基準について、論議されんことを期する。殊に両者の区別の基準を行為態様に求めようとすると、隠匿の程度問題ということになつてしまい事実認定の困難さ、及び窃盗未遂との関係の問題も出てくるのである（この問題は信書隠匿罪との関係も含めて考える必要がある。前出、団藤五五四頁は信書隠匿罪の隠匿を損壊といえぬ程度の隠匿とする。又一方で隠匿行為も窃盗を構成するとせられるのでそうなると窃盗罪、文書毀棄罪、信書隠匿罪の区別が非常に困難となる）。

（関谷　巌）

〔労働法　七九〕　ロックアウトと賃金

（丸島水門事件　大阪高裁昭和四三年（ネ）七七六号　昭和四四年九月一九日判決　判例時報五九一号）

【事実】 被控訴人らの加入する労働組合は、賃金値上げ要求貫徹のため、昭和三四年五月二日以降、控訴会社と数回にわたつて団体交渉をかさねたが妥結に至らなかつた。そこで五月一九日、組合は闘争宣言を発し、次のような実力行使をした。すなわち(イ)同日正午過ぎから、組合は、アジビラや、会社ないし会社役員を誹謗する文書を記載したビラを、工場、事務室、応接室等の窓ガラス、壁、天井、什器、カレンダーその他会社の正門前の塀、門柱等に乱雑に貼りつけ、そのため、会社正門脇の保安室の窓はほとんど右ビラで覆われ、事務室等も外光が著しく減じた。そこで同日午後三時三〇分過ぎごろ、工務部長が臨時保安係二、三名とともに事務室に貼られたビラを剝したところ、組合の執行委員が現場工場の組合員全員を煽動して職場を離脱させてこれらの者をして同部長を包囲させこれを罵倒して同人らの職務を妨害し、また終業後約二〇名の組合員は無届で翌朝まで会社構内に残留した。なお、同日午後二時ごろ、資材部長から出張を命ぜられた組合員が正当の理由もないのにこれを拒否した。(ロ)二〇日午前七時五〇分ごろ、組合員全員がスクラムを組み会社構内をジグザグデモを行なつたが、その際前記執行委員らはこれを煽動して会社事務所内部に喚声をあげてのデモ行進を行なわ

せ、執務中の職員の執務を妨害した。また、午後〇時一五分ごろ組合員全員が再びジグザグデモを行なつた後、前記執行委員らの煽動で事務所内に乱入し、執務中の常務取締役を取り囲み、床を踏み鳴らし、あるいは手にした太竹で床を突き鳴らすなどして気勢を挙げ、同人の執務を妨害した。これより先、午前八時ごろから組合幹部は組合事務所の窓にマイクを備えつけ、就業時間中も会社や役員を誹謗する放送や、会社が保安要員として雇入れた人夫の退去を求める放送をし、さらに携帯マイクをもつて放送しながら工場内を歩き廻つた。また、終業後組合員二〇数名は、会社構内に残留し会社からのたびたびの退去要求にも応じなかつた。なお、同日も正当な理由なく出張を拒否されたので、会社はこれを下請会社に依頼せざるを得なかつた。(ハ)同月二一日も組合側はビラを貼り、役員を面罵し、ビラを剝しに廻つた臨時保安係を取り囲み威嚇して業務不能にさせ、ジグザクデモを行ない、終業後約二〇名の組合員を会社に残留させた。(ニ)同月二二日頃から、製罐工場を中心として組合員の間に出勤はしても正常に仕事に就かず、持場を離れて雑談にふけるなどの怠業状態があらわれはじめた。会社ではこれを防止するため職制による巡視を強化したが、その巡視に対して各工場の組合員らは奇声を発して面罵したり、後をつけ廻つて暴言を吐いたり、さらに鉄板をハンマーでたたくなどして嫌がらせをしたりするほか、同月二三日には、製罐工場を巡視中の工務部長に向つて組合員の一人が鉄板やハンマーを投げつけ、さらに同部長が「仕事をせよ」と注意したところ、その場にいた多数の組合員が同部長を取り囲んで気勢を挙げ、その際同行の保安係員は組合員に押し倒されて左脚に治療約三日を要する打撲傷を負つた。(ホ)その後も怠業状態は日を追つて著しくなり、五月二七日頃には、会社各工場における作業能率は平均して少なくとも平時の半分程度に低下し、この状態は同月末日頃に至るも一向に改善されず、却つて悪化の傾向もないではなかつた。(ヘ)さらに六月一日には七名の正副班長が一斉に休暇をとつたため、これらの者が所属していた各工場の作業過程が麻痺し、正常な作業が不能に陥り、他方現場各作業所入口で少年工を見張らせて会社の行動を監視させ、全員ほとんど作業に従事せず、終日怠業状態が続き、会社職制の巡視に対してはこれを妨害するなどし、職場秩序は極度に混乱した。

これに対して会社は、六月二日ロックアウトを宣言して事業所を閉鎖し、以後七月六日までロックアウトを継続した。本件はその間の賃金請求権の存否が争われたものである。

【判旨】一　「使用者側の争議手段としてのロックアウトは、雇傭契約関係を存続させながら集団的に労働者の就労（労務の提供）を拒否し、その効果としてロックアウト期間中の賃金支払義務を免がれることを主たる目的としてなされるものであるが、ロックアウトは右のように使用者側の労務の受領拒否行為にほかならないのであるから、使用者が争議手段としてロックアウトに訴え、労働者が労働契約上の義務の履行としての労務の提供をするにもかかわらず、その受領を拒否するときは、それは原則的には使用者側における受領遅滞を招来すべく、これがための就労不能によつて当然に使

用者をしてその反対給付たる賃金支払義務から免除させることにはならないものというべきである（民法五三六条二項本文）。ただ個々の具体的事情のもとにおいて、そのロックアウトが使用者として、労働者側の争議行為から企業を防衛するため真に緊急やむを得ない手段と認められる場合にあつては、使用者の労務受領拒否がその責に帰することができない事由によるものとして、反対給付たる賃金支払債務についても免責される結果になる（前条一項）と解するのが相当である。」

二　「組合は控訴会社との団体交渉の中途において、組合側の賃上要求貫徹のためより強力な手段に訴えるべく…闘争宣言を発して争議行為に入つたのであるが、その争議行為は暴力行為を伴う相当熾烈なものであつて、漸次怠業状態が深刻化し、さらに出張拒否や正副班長の一斉休暇という部分ストにも発展し、これら一連の争議行為によつて控訴会社の正常な業務が著しく阻害され、作業能率も低下して、このままで経過するときは控訴会社（資本金一、四〇〇万程度の中小企業）の経営にも支障をきたす虞を生じたので、控訴会社としてはかかる緊急事態に対処するため組合の争議行為に対抗して一時的に作業場を閉鎖し、上述の如き組合員の不完全な労務の提供を拒否し、その結果としての賃金の支払を免がれることによつて当面の著しい損害の発生を阻止せんとしたものであつて、右の如き事情のもとに行われた本件ロックアウトは控訴会社の企業防衛のため真にやむを得なかつたものというべく、そして右ロックアウトは七月六日まで継続されたが、この間組合は会社のロックアウトの宣言の不当であることを主張するのみで、争議の状況は何ら改善されることがなく、その後組合の上部団体である日本労働組合総同盟本部より組合員を正常な業務に就かせるからロックアウトを解除してもらいたい旨の申入れをうけたので、その申入れを信頼して七月六日右ロックアウトを解くに至つたものであることが…認められるので、右ロックアウト期間中における労務の受領拒否は控訴会社の責に帰すべからざる事由に基づくものというべきである。」

【評釈】判旨に反対である。

一　憲法二八条は労働者の争議権を保障し、労働組合法八条も労働者の争議行為につき民事免責を規定しているが、使用者の行なうロックアウトに関しては、これを保障する明文の規定を欠いている。そこで、ロックアウトの場合には、労務の提供に対する受領遅滞（民法四一三条、五三六条二項）として、使用者は契約上の責任――賃金支払義務――を免れないかが問題になる。この点についての学説・判例はするどく対立しているが、大別すると次の二つの立場にまとめることができるであろう。

第一の立場は、ロックアウトが民事免責を受けることについて明文の根拠を見出し得ず、また、労働法は「労働者に争議権を与えることによつて実質的な労使対等を得させることを使命としているものというべきで」あるから、「労使対等の原則から直ちに使用者の争議行為の権利性を容認することが法の精神に合致するものとは考えられ」ない、したがつて「ロックアウトであるということ自体によつて当然に使用者が労働者に対して賃金支払義務を免れる理由とす

ることはできない」とし、「結局具体的の場合において民法五三六条二項の規定その他一般私法上の原則に則つて……考える外はない」とする（駐留軍小倉補給廠事件、東京地判昭三二・一・一四、この判決は、宮島尚史「ロック・アウトと賃金」法律時報二八巻九号三八頁以下の影響をうけて出されたものと思われるが、ロックアウトの適法性を労働法的にみるべきでないとの原則論を最初に述べたものである。この判決以後、この立場にたつ判決が相次いで出ていることは注目されてよい。同事件の控訴審判決、東京高判昭三六・一・三〇、高知放送事件、高知地判昭四三・三・八、住吉タクシー事件、甲府地決昭四三・四・二二など参照。）。なお、本判決もこの立場にたっていることは、判旨にみられるところから明らかであろう。

これに対して第二の立場は、労働者に集団的労働関係の展開を容認し、争議行為を行なうことを認めたこととの関連において、使用者にも集団労働関係における対抗手段すなわち争議行為としてロックアウトを認めたものとみる。その意味でこの立場は、ロックアウトを労働法的に考察しなければならないとする。学説・判例の多数はこの立場にたつが、ロックアウトに免責を認める根拠については、所有権・経営権説（日本セメント香春工場事件、福岡高判昭二五・四・一二など）、労使対等・衡平説（吾妻光俊・現代法学全書労働法二二七頁、峯村光郎・新版団結と協約の法理二三七頁、石井照久・要説労働法一九〇頁、同和鉱業事件、東京地判昭二六・八・七など）、憲法構造に根拠を求める説（蓼沼謙一「ロックアウト」労働法演習一一八頁、孫田秀春「わが国ロックアウト理論に対する二三の疑念」学説・判例批判わが国労働法の問題点三九七頁、本多淳亮「ロックアウトの態様」労働法大系三巻二一四頁、片岡昇・使用者の争議対抗行為五五頁、荒木誠之「ロックアウト」労働争議法論—浅井清信教授還暦記念—二八七頁など）などがあつて、見解に対立がある。なお、本件の原審（大阪地判昭三九・五・一六）は、ロックアウトに賃金支払義務の免責を認める根拠として、「いわゆる集団現象としての労働争議における労使双方を支配する衡平の原則乃至法秩序全体を支配する条理等」をあげているから、この立場に属するものということができるであろう。

このように、ロックアウトと賃金の問題については、これをどのような法理にもとづいて規律すべきかに関して、基本的に対立する二つの立場がある。そこでこの点について検討すると、ロックアウトについては、法律上これを保障する規定がおかれていない。労調法七条や、公労法七条二項、地公労法一一条二項にはロックアウトに関する規定がおかれているけれども、これをもつてただちにロックアウトを肯定したものとみることはできない（労調法七条は典型的争議行為を規定し、その一つとして「作業所閉鎖」（ロックアウト）をあげているが、これは同法による調整対象となる事項の一つを示したにとどまり、ロックアウトを適法として認めたものとみる（大同鋼板事件、神戸地尼崎支決昭二八・四・一六、日産自動車事件、静岡地決昭二八・八・二一）ことはできない。また公労法一七条二項および地公労法一一条一項はロックアウトを禁止しているが、その反対解釈として、一般私企業においてはこれを容認する趣旨であると解す（全日本検数協会事件、神戸地判昭三七・七・一六）べきではない。公労法および地公労法におけるこれらの規定は、公共企業体等ならびに地方公営企業においてはロックアウトを禁止するという意味だけをもつのであつて、これを一般私企業において積極的に認める趣旨とみるべきではない。ただ、労調法七条、公労法一七条二項、地公労法一一条二項から現行労働法が一般にロックアウトを容認していることを推知しうるとする説がある。浅井清信「使用者の争議行為」、秋田成就「ロックアウトの概念」討論労働法六七号一二頁、石井・前掲一九〇—一九一頁）。また、ロックアウトの根拠を所有権・経営権に求める説については、「ロックアウトにおける労働者の閉め出しの根拠は説明できるとしても、契約上の責任の免除については明確な根拠」を示すものとは考えられない（荒木・前掲二八六頁）。労使対等・衡平説についても、労使対等は労働者に争議権を保障し、使用者にはこれを認めないことによつてはじめて実質的に実現されることを考えるならば、賛成することができない。そこで、ロックアウトは労働法上の争議行為として認めるに足りないとするいわば市民法的考察の立場とか、根本理論としてはこれを否定する立場が正当であるようにみえる。けれども、ロックアウトの権利性を承認した規定が存在しないからといつて、た

だちにそれが禁止されていると解すべきではない。憲法上労働者に争議権が保障されたということは、労使間の紛争は集団的な実力行使を伴う争議の場で解決することを制度として認めることを意味するのであつて、労働者側が実力を行使するならば、使用者もこれに対して自己の主張を貫徹するために、実力行使をなすことを容認されていると解さなければならない。いいかえれば、かかる場合、使用者は傍観を余儀なくされると考えるべきではない。もつとも使用者のロックアウトは、憲法が労働者に争議権を保障したことにもとづいて、いわばその反面として認められるのであつて、そのことから、ロックアウトには労働者の争議行為とは違つた要件を充すことが必要と解されざるをえない。ロックアウトはこのような要件を充すときはじめて受領遅滞という市民法上の責任を免除されるのである。このようにみると、ロックアウトの根拠について本判決の説くところは妥当とはいえないであろう。

二　ロックアウトについて市民法的考察方法をとる場合には、使用者の責に帰すべからざる事由のあるときだけ、ロックアウトは受領遅滞とならず、使用者は労働者に対する賃金支払義務を免れる。ではどのような場合がこれにあたるかについては、労働者の「争議行為によつて発生し、又は発生するおそれある著しい損害から企業を防禦する必要上緊急やむを得ない」ときなどと説かれている（前掲駐留軍小倉補給所事件（東京地判）同旨、前掲同控訴審、前掲高知放送事件など）。この見解によれば、賃金支払義務を免れる範囲はせまくなるであろう。本判決もこの立場にたち、ロックアウトが「労働者側の争議行為から企業を防禦するため緊急やむを得ない手段と認められる場合」には、使用者はその責に帰すべからざる事由による労務不受領として賃金支払義務とを免れるとしている。

私見はロックアウトを労働法的に考察すべきであるというのであるから、判旨には賛成できない、しかし労働法的考察の立場にたつ場合にも、ロックアウトはどのような要件のもとに正当と認められ、使用者は賃金支払義務を免れるのかについては議論があり、その正当性の判断基準をめぐつて、いわゆる受動的、防衛的ロックアウトでなければならないのか（孫田・前掲四〇九頁、前掲同和鉱業事件、ただしこれらは、労働者の争議行為が発生し、または発生するおそれがある場合に行なうロックアウトは受動的・防衛的であるとするから、実質的には、後に述べる先制的・攻撃的ロックアウトを肯定する立場と変わらないであろう。沼田稲次郎・運動のなかの労働法一八八頁、蓼沼謙一「ロックアウトの法理」季刊労働法九号三七頁、外尾健一「ロック・アウトに関する一考察」労働法と経済法の理論――菊池勇夫教授六〇年祝賀記念論文集――三五六頁、荒木・前掲二九五頁、杵島炭鉱事件　佐賀地判昭二五・五・三〇など）、それとも先制的、攻撃的ロックアウトも正当と認めるのか（石井・前掲一九三頁、吾妻・前掲二二七頁、利昌工学事件、神戸地尼崎支決昭三〇・一〇・一〇など）、あるいは逆に受動的・防衛的ロックアウトであるだけでなく、労働者の為議行為が使用者の受認の限度をこえるなど、ロックアウトの「必要性」の要件を加えるべきであるのか（秋田・前掲一三頁、本多・前掲二一七頁、片岡・前掲一三七頁、後藤・清・労使問題の争点と労働找判一一二頁、瀬元美知男「ロックアウトの正当性」討論労働法六七号五頁、日本自動車工業事件、横浜地判昭二九・八・一〇、東神荷役事件　神戸地判昭三四・一二・二六など）が争われ、見解は分れて統一されていない。

いま、この点に関する論評はさけるが、先制的・攻撃的ロックアウトも不当でないとする立場、および受動性・防衛性の要件を必要とするが実質的にはこれとほとんど同様に解される立場においては、正当とされるロックアウトの範囲に比較的ひろくなるであろ

う。しかし、ロックアウトに「必要性」を要すると解する説によるときは、正当性の範囲はせばまり、使用者の賃金支払義務が免責されるかどうかの具体的判断は、その基本的立場の相違にもかかわらず、市民法的考察の立場に接近し、ほとんどこれと差異を認めえない程度にいたるのではなかろうか。本件でも原審は労働法的考察方法により、ロックアウトの正当性につき必要性を要するものとし、その内容は具体的な労使関係において、労働者側の勢力が強大となり、その争議手段が強烈なため、使用者がいわゆる弱者の立場に立たされた場合であると述べているから、市民法的考察の立場にたち、ロックアウトによつて使用者は賃金支払義務を免れるかどうかの判断基準を民法五三六条一項に求め、使用者の責に帰すべからざる事由によるかどうかを「労働者側の争議行為から企業を防衛するために真に緊急やむを得ない手段と認められる」かどうかによらしめた本判決と、判断基準において顕著な接近を示すのではなかろうか。本件の原審と本判決とはその結論を異にしているのであるが、その原因は、おそらく前者が労働法的考察の立場にたち、後者が市民法的考察の立場にたつているという判決の基礎に横たわる理論の相違によるものではなく、労働者側の争議行為に対する具体的判断の違いによるものと思われる（この点についての詳細は、岸井貞男「ロックアウトと賃金」判例評論一三九号一三九頁―一四〇頁参照）。

（宮本安美）

〔最高裁民訴事例研究　八九〕

昭四五12（最高民集二四巻六号五八七頁）

債権の差押前から債務者に対して反対債権を有していた第三債務者が右反対債権を自働債権として被差押債権を受働債権としてする相殺の効力（判示事項一）

相殺に関する合意の差押債権者に対する効力（判示事項二）

定期預金等請求事件（昭四五・六・二四大法廷判決）

訴外Aは、Y（銀行・被告・被控訴人・被上告人）に対し、昭和三三年九月四日現在において、定期預金・定期積立金等債権合計六五一万六千円を有していたところ、Aが昭和三三年九月四日現在において、昭和三三年度源泉所得税等合計四九七万八千百円および滞納処分費三百円を滞納したため、X（国・原告・控訴人・上告人）は、昭和三三年九月四日、旧国税徴収法第一〇条・一三条一項に基づいて、AのYに対する債権を差押え、同日Yに通知し、同通知は即日Yに到達した。しかし、Yが任意に支払わないためXは本訴におよんだ。

Xの請求に対し、Yは、国税滞納処分による差押の前提としての手続が